

うつくしま地球温暖化防止活動推進員旅費支給規程

(目的)

第1条 うつくしま地球温暖化防止活動推進員（以下、推進員という。）の活動を支援するために、推進員の行う活動に係る旅費の支給について定める。

(定義)

第2条 推進員、活動、旅費、センターとは、次の通りである。

- (1) 推進員とは、所定の養成研修会を受講し、福島県知事から委嘱された者をいう。
- (2) 活動とは、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第2項に規定されたものをいう。
- (3) 旅費とは、推進員が活動をする際に利用した公共交通機関あるいは自家用車での移動に係る費用をいう。
- (4) センターとは、福島県地球温暖化防止活動推進センターをいう。

(旅費の金額)

第3条 旅費の金額は、県の規定に基づき算出する。

(旅費支給の対象となる活動)

第4条 旅費支給の対象となる活動は、次のとおりとする。

- (1) セミナーの出前講座での講師等の「講義活動」
- (2) イベントへの出展等の「実演活動」
- (3) 街頭でのチラシ配布等の「啓発活動」

(旅費の申請)

第5条 旅費を申請する予定の推進員は、活動を始める概ね1ヶ月前に、申請書（様式1）をセンターに提出する。

- 2 センターは、活動内容が前項の規定に合致しているものか審査し、合致している場合は環境共生課に申請書を送付する。
- 3 環境共生課は、申請書の内容を審査し、基準に適合している場合は申請者に第3条で算出した旅費を支給する旨を通知する。

(実績の報告)

第6条 旅費を事前に申請した推進員は、活動が終了した時点で、報告書（様式2）をセンターに提出する。

- 2 センターは、申請書どおり活動が実施されているか報告書の内容を確認し、実施され

ている場合は環境共生課に報告書を送付する。

3 環境共生課は、報告書の内容を審査し、基準に適合している場合は申請者から届出があった口座に旅費を支給する。

(旅費の申請の期限)

第7条 旅費支給の総額が、予算の総額に達した時点で、旅費申請の受付を終了する。

(その他)

第8条 この規程で定めるほか、必要な事項は環境共生課及びセンターが協議し決定する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。